

## 2-2 不服申し立て

### 修正前

保護実施機関の処分不服のある者は、処分を知った日の翌日から60日以内に都道府県知事に審査請求を行う事ができる。

### 修正後

保護実施機関の処分不服のある者は、処分を知った日の翌日から3カ月以内に都道府県知事に審査請求を行う事ができる。

## 4-3 行政事件手続

### 5行目 一部削除

不服申立ては、審査請求、**異議申立て**、再審査請求がある。

### 7行目 削除

~~異議申立ては、行政庁に、直接的に不服を申し立てる制度である。~~

### 12.13行目 削除

~~審査請求中心主義は、審査請求できない場合だけ例外的に異議申立てができる。  
異議申立前置主義は、異議申立て後でなければ審査請求することができない。~~

### 15行目

### 修正前

行政不服審査法の不服申立ての期間は、処分を知った日の翌日から60日以内である。

### 修正後

行政不服審査法の不服申立ての期間は、処分を知った日の翌日から3カ月以内である。